

国民年金 の お知らせ

保険料の免除・納付猶予の制度があります

国民保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金を受けられなくなったり、万一のときに障害年金や遺族基礎年金を受けることが出来ない場合があります。保険料を納めるのが困難な時は、免除等の制度を利用しましょう。申請は、過去2年（2年1カ月前）までさかのぼれます。

保険料納付免除制度 若年者納付猶予制度

第1号被保険者で保険料の納付が困難な場合、前年の所得状況などに応じて保険料が免除または猶予される制度です。本人、配偶者、世帯主それぞれの前年の所得によって審査されます。

▶ 申請時期

平成28年度分は7月から申請できます。
(過去の方は、随時申請できます。)

▶ 必要なもの

- ・失業を理由とするときは、雇用保険被保険者証などの写し
- ・年金手帳（基礎年金番号記載のもの）
- ・認印（自署のときは不要）

※平成28年7月から平成37年6月までの時限措置として、若年者納付猶予制度の対象が現行の「30歳未満」から「50歳未満」へと拡大になりました。

学生納付特例制度

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。所得の少ない学生の方で国民年金保険料の納付が困難な場合に、保険料の納付を先送り（猶予）できる制度です。

▶ 申請時期

20歳の誕生日前日から申請できます。

▶ 必要なもの

- ・学生証(写し)または、在学証明書(28年度発行)で在学期間がわかるもの
- ・年金手帳（基礎年金番号記載のもの）
- ・認印（自署のときは不要）

【問い合わせ】

町民課戸籍年金係 ☎85-6129

米沢年金事務所 ☎0238-22-4220(自動音声)

日本年金機構 米沢年金事務所 平成28年度「移動年金相談日」

相談日	予約申込締切日
6月22日(水)	6月17日(金)
7月27日(水)	7月22日(金)
8月24日(水)	8月19日(金)
9月28日(水)	9月23日(金)
10月26日(水)	10月21日(金)
11月24日(木)	11月18日(金)

相談は予約制となっております。締切日までに町民課戸籍年金係にお申し込みください。

▶ 相談時間 午前10時～昼12時

※相談時間は30分です。

▶ 相談会場 中央公民館1階 文化実習室

※都合により館内別室に変更となる場合がありますので、ロビーの案内板でご確認ください。

【申し込み・問い合わせ】

町民課戸籍年金係 ☎85-6129